

第 62 回 全日本実業団障害馬術大会 実施要項

1. 大会名： 第 62 回 全日本実業団障害馬術大会
2. 主催： 日本社会人団体馬術連盟
3. 開催日： 令和 7 年 1 月 18 日(土) ～ 19 日(日)
4. 開催場所： JRA 馬事公苑 (東京都世田谷区上用賀 2-1-1)
5. 出場資格
 - 団体出場資格
 - 日本社会人団体馬術連盟 正会員団体
 - 同一団体内で出場資格を有する選手を 3 名以上揃えたチームを編成できる団体
 - 大会役員、馬匹担当役員を各日 1 名以上派遣できる団体
 - 選手出場資格
日本社会人団体馬術連盟 馬術技能資格 A または B グレードに認定され、当年度に登録されている者
6. 競技形式
 - (1) 貸与馬による各団体チーム 3 名による対抗戦とする。
 - (2) 予戦は変形リーグ戦を実施し、上位 8 チームが決勝トーナメントへ進出する。
 - (3) 決勝トーナメントは 3 名戦とする。なお、決勝トーナメントでの 3 位決定戦を行わない場合は、準決勝敗退チームを 3 位同位とする。
 - (4) 予選の組み合わせは、事前の抽選により確定する。なお、抽選後に出場を辞退する団体が出た場合は当該団体と対戦予定であった団体同士の対戦を行うこととする。
 - (5) 競技規程は、最新の日本馬術連盟競技会規程 (減点基準表については基準表 A)を採用する。2 反抗失権とする。基準タイムの設定など一部ローカルルールを採用する。
 - 予選と決勝トーナメント準々決勝については、早着減点を採用する。
 - (6) 危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき参加団体責任者に改善を指導する場合がある。
 - (7) 出場団体数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要項及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
7. 予選勝敗決定方法
 - (1) 勝点の多い団体を勝者とする。
 - (2) 勝点と同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
 - 減点合計の少ない団体
 - 各走行のタイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない団体
 - 減点 0 の選手の多い団体
 - 最少減点者の所属する団体
 - 失権者の少ない団体
 - (3) 以上をもって決定しない場合は、抽選により決定する。
8. 勝点決定法
 - (1) 相対する選手で、減点の少ない者に勝点を与える。
 - (2) 減点と同じ場合には、引き分けとする。
(準決勝、決勝については、タイムの速い方を上位とする。)
9. 予選の結果による決勝トーナメント出場団体は、次の順序で決定する。

- (1) 勝数の多い団体を上位とする。
 - (2) 勝数が同じ場合は勝数の多い団体を上位とする。
 - (3) 前項で 2 チームが同じ勝点の場合は、その 2 チームの対戦における勝利チームを上位とする。
なお、3 チームが同じ勝点の場合は抽選とする。
 - (4) 以上をもって決定しない場合は抽選とする。
10. 決勝トーナメントにおける勝敗は、次の順序で決定する。
- (1) 勝数の多い団体を上位とする。
 - (2) 勝数が同じ場合は、次の順序で勝者を決める。
 - 減点合計の少ない団体
 - 走行タイムの合計が少ない団体
 - 減点 0 の選手の多い団体
 - 最少減点者の所属する団体
 - 失権者の少ない団体
 - (3) 以上をもって決定しない場合は別に協議する。
11. 失権者の減点算出は下記による。
- (1) 失権者の所要時間は、失権に至るまでの所要時間に係わらず当該コースの制限時間をその選手の所要時間とする。
 - (2) 失権となった時点において残障害があった場合は、残障害 1 個について 20 点の減点を加算する。残障害とは、一度も飛越を試みない障害をさし、コンビネーション障害は、構成物の A、B、C それぞれを 1 個の障害として計上する。
 - (3) 飛越を試みた障害で失権した場合は、その障害に 10 点の減点を加算する。
 - (4) 失権に至るまでの過失点を加算する。
 - (5) 失権となった選手に次の失権点を加算する。
 - スタートライン通過前に失権となった場合 60 点
 - スタートライン通過後フィニッシュライン到達までの間に失権となった場合 40 点
 - フィニッシュライン通過後に失権となった場合 20 点
12. 競技中の人馬に故障が生じた場合の処置は次による。
- (1) 選手に競技続行不能の故障が生じた場合は失権とする。また、出番表発表後に選手が出場不能になった場合についても失権とする。
 - (2) 馬匹に故障が生じた場合は次による。
 - 前段の選手が、馬匹に故障を与え、後段の選手が競技できなくなった場合は、前段の選手の減点に、さらに 100 点の減点を加算し、後段の選手は当該対戦競技の最低減点者と同じ減点とする。
 - 後段の選手が、馬匹に故障を与え走行不能となった場合は、その時点で失権とし、失権者としての減点を算出し、さらに前段の選手の減点に 100 点の減点を加算する。
13. 決勝トーナメント組み合わせ
予選競技終了後、決勝トーナメントの組み合わせ抽選会を行う。
14. 大会役員と馬匹担当役員の派遣
出場団体は、大会期間中の定められた期間(※)、大会役員および馬匹担当役員を 1 日につきそれぞれ 1 名を派遣すること。
- 馬匹担当役員
馬装と手入れを問題なくできる者とし、出場選手との兼務は可とします。2 日目の馬匹担当役員は担当馬匹の退厩作業までが業務となります。
 - 大会役員
大会の運営に交代なく終日従事することとし、出場選手との兼務はできません。

※大会期間中の定められた期間

大会期間とは、大会に参加する馬匹が入厩する日時から大会の終了後 4 時間までを言い、その期間内において大会役員もしくは馬匹担当役員としての業務が完了するまでの期間

15. 注意事項

- (1) 異議の申立ては、代表者を通じて書面により行うものとする。競技の成績が発表されてから 30 分を経過した場合、申立ては受理されない。
- (2) 服装は FEI 規定を適用し、出場者は必ず保護帽を着用すること。保護帽は容易に脱落しないよう恒久的に取り外しが出来ない顎紐がシェル部に 3 点以上で固定されたものでなければならない。また、安全のため、エアバッグ式ベストなどのプロテクターの着用を義務付ける。
- (3) 拍車は丸又は棒拍とする。馬匹提供団体および審判長の指示により、着用を認めないこともある。
- (4) 審判長が認めた場合を除き、上記(2)(3)に違反した場合、失権とする。
- (5) 準備運動は 3 分 2 飛越以内とする。飛越回数オーバーは失権、逆標旗飛越については都度罰金 3 万円を課す。拒止あるいは逃避が累計 2 回となった場合は、飛越 1 回分として扱う。
- (6) 馬匹、進行状況等により一部を変更して実施する場合がある。
- (7) 参加者・馬匹担当役員・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。
- (8) 最近、使用馬匹の能力が高くなっていますが、選手の練習不足のため即応できない場面が見受けられます。参加選手は何らかの傷害保険に加入し、危険防止の面からも十分な準備を心がけること。
- (9) 各団体の参加状況に応じて、実施要項・競技形式を見直す場合がある。